平成２９年（フ）第２１８５号
札幌市中央区南19条西14丁目２番35―305号
債務者　須間千代子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　和矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８９９号
名古屋市名東区名東本通３丁目49番地　メートービル30Ｅ号
債務者　岡本久仁彦
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯貝　隆博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０１３号
名古屋市東区白壁３丁目３番30号　ラ・モヴェール白壁・鈴木603号、従前の住所愛知県長久手市砂子1108番地２
債務者　キッチンファクトリーこと　南出　幸世
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　美苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０３号
愛知県犬山市字藪畔126番地７
債務者　松尾　一寿
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　友文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２９５６号
横浜市青葉区みたけ台37番地20
債務者　相良　　勝
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦ひとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２０９０号
札幌市東区北21条東23丁目１番10号　太洋マンションⅡ303号
債務者　鳴澤　章恵
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２５８号
札幌市白石区北郷３条５丁目７番15―301号
債務者　菅野　　一
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２５９号
札幌市白石区北郷３条５丁目７番15―301号
債務者　菅野　マリ
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２７４号
札幌市白石区北郷８条４丁目９番35号　ヴィラ・ウィステリア306号
債務者　浅野　純子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２７９号
札幌市中央区南９条西７丁目２番10号　はるみマンション16号
債務者　池内　仁知
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２８６号
札幌市白石区本郷通10丁目南２番20―302号
債務者　河村あゆみ
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２９１号
札幌市手稲区稲穂１条２丁目８番10―203号
債務者　北原万友美
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２９６号
札幌市北区拓北８条２丁目７番６号
債務者　福島　惠子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３０３号
札幌市厚別区厚別中央５条２丁目５番24号　クラウディア厚別Ａ201
債務者　山内　寛子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３１３号
札幌市西区二十四軒４条２丁目１番27―302号
債務者　斉藤　義和
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３１５号
札幌市西区八軒10条東１丁目１番46号　クリスタルハイツ102号
債務者　髙橋　司郎
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部